

秘

請求権問題に関する日本側提案の

説明要旨

一、今次請求権問題の最重要点は日本が平和条約に於て承認した在韓米軍政府による及びその指令に基いて行われた日本財産の処分、効力を認めるという意味如何にかかつている。

韓国側の請求権問題に関する主張の根拠は在韓米軍政府の出した所謂 *Wasting Decree No. 33* の効果を没収と同様に解しようとするにある。即ち韓国側は一九四五年十二月六日の *Wasting Decree No. 33* により米軍政府は日本財産に対する絶対的且つ最終的処分権を有し、これは事実上没収と同様であると主張する立場に立っている。然し我方は日本は米軍政府の処分の効力は認めた（第四条(四)）のであるがこれは占領軍が国際法上適法に行つた財産の処分はこれを有効と認めそしてその効力について争うことはしないという意味のことであつて国際法上占領軍に

認められていない処分まで合法であると認めたのではないという立場に立っている、前記 *Wasting Decree* 即ち米軍令第三十三号は日本財産が軍政府に *Wasted in and owned by* (帰属され所有されている)と規定しているが、これはヘーグの陸戦法規第四六条が「私有財産はこれを没収することを得ず」と規定している私有財産没収の禁止の条項を超えて有効のものであるという意味ではない。米軍政府は敵国私有財産を直接且つ包括的に没収し得るものではない。米軍政府は占領軍として管理者の立場で敵国私有財産を処分し得るがその対価及び果実に対しては正当なる所有者である。原権利者が請求権を有することは当然である。この権利は財産の移転と無関係に存続する。これはあたかも各国の敵産管理法におけるが如くあるいは民法上の信託の觀念の如く正当なる所有者の原権利者としての権利は依然として存続すると考えるべきである。大陸系の法理論からすれば

所有権の移転ということは原。權利者に何等の *claim* をもたえぬ最終的移転と考えられるが *Condominium* の法理論は所謂二重所有 *Double ownership* の法理論 *divided and owned* されることによつて *legal ownership* は失われるが *equitable ownership* は残ると考えられるのである。米英法ではこの信託の考え方と技術とが種々の場合に應用されている。

Idague の陸戦法規に明記してある私有財産權の尊重の原則に關しては第一次、第二次兩大戰を通じて占領國は必ずしも厳密にこれを遵守しなかつた點もあり謂わば戦時占領に關して新しい慣例を生じたかの外観を呈しているにも拘らず被占領國の私有財産を占領國又は占領軍が直接且つ包括的に没収した突例あるを聞かない。成る程対日平和条約においてはその第十四條、第十六條の如く日本の連合國、中立國、枢軸國における資産を処分することに関して規定されているが、これは日本が連合國

との間にこの平和条約によつて斯る処分合意したから初めて可能なのである。若し日本がこれに同意していなかつたら仮りにアメリカの国内法たる敵産管理法によつて日本の資産を没収していたとしてもこの国内法に基く措置をもつて直ちに國際法上の敵国私有財産非没収の原則に對抗することは出来なはずである。敵国財産処分問題でアメリカが外國に對抗し得るのはアメリカの国内法たる敵産管理法に基くのではなくして平和条約の規定に基いてである。

対日平和条約第四條(ハ)はアメリカの占領下にあつた韓国にある日本の財産、權利、利益に付ては第十四條におけるが如くこれを差押え、留置し、清算し、その他何等かの方法で処分する權利を韓国に認めたのではなく、在韓米軍政府の軍命令の効力を承認しただけである。ここにいう効力とは対日平和条約の第十四條の(ハ)の2の如き効果ではなく占領軍命令の効力を指すに

止まるのである。没収を含まないのである。

韓国側がこの点を正當に理解せず対日平和条約第四條(b)は第十四條の(a)の2に類似するといひ且つそれよりも更に強い効力を有すると主張するのには絶対に賛成出来ぬ。第四條の(a)において當事國間の特別取扱の主眼とされているのは、第一に第四條(b)の処分のはんちゆうに入らぬものが若しありとすればそれについて、第二に第四條の(b)の軍政府命令でカバーされたものにあつても、その財産及び財産が売却されていた場合にはその対価等の返還その他の請求權についてであり、その最終的處理は當事國間、當事國間に協定が成つて始めて行われるものである。惟うに私有財産非没収の原則は幾多の試験に堪えて國際慣習上の一原則としての地位を維持しているものといえる。さればこそ一九四八年十二月十日國連第三回總會で採択された世界人權宣言第十七條第二項は「何人もその財産を欲しのままに奪

われることはない」と規定して私有財産尊重の原則を確認している。対日平和条約においても私有財産尊重の原理は當然の前提となつてゐる。即ち対日平和条約の副文に「日本國としては、世界人權宣言の目的を實現するため努力し」云々とある。そして私有財産權を真向から否定している規定は同條にもない。唯對日平和条約の第十四條の(a)の2及び第十六條はあたかも右原則を否定しているかの如き印象を与えやすい。また事實これらの規定が私有財産尊重の原則を輕視しているという非難は免かれぬ處であらう。それにもかかわらず單にそれだけの理由をもつて対日平和条約が國際法上の私有財産尊重の原則を否定しているとは考えられないのである。

要するに財産及び請求權問題について日本が韓國との間に対日平和条約第四條による特別取扱を結ばんとするに當つては在韓日本財産については在韓米軍政府命令第三十三号のいわゆる

Wasting Decree により、仮りに当該日本財産のタイトルが米軍政府に移転されていたとしても、そのタイトルは当然原権利者に返還されるべきものであり、また若し当該財産が米軍政府によつて売却されていた場合には、原権利者のその対価等に対する請求権は依然として存在する点が認識されるべきものである。例えば財産管理人は財産のタイトルを有ちその場合株式等は管理人名義になるかも知れぬが、それでも原権利者の株主権が最終的に消滅するわけではない。そしてその最終的解決こそは正に戦後の条約の主眼となるのである。対日平和条約第四条冒頭の文言からいつてもこのことは明らかである。

韓国と日本との間の財産及び請求権の処理は相互的なものであり決して一方的なものではない。唯第四条(b)項の規定によつて在韓米軍政府の処理の効力を日本が認めることとなつてゐるため日本側の本来の主張がある程度限定されてゐるというに過

ぎない。

次に在韓日本財産は米軍政府から韓国政府に現実に移転されたが、これによつて当該財産全部に関する米軍政府の権限全部が韓国に移譲されたのではなく、韓国政府は単にこれら財産を管理する立場におかれたに過ぎないのである。交戦国として、更に占領軍として当然米軍の有してゐた処分権を交戦国でも占領軍でもない第三者にアメリカが移譲したとするならばこれは明かに国際法の原則を無視するものといわなければならない。結論としていへば日本は対日平和条約第四条(b)によつて在韓米軍政府によつて行われた財産処分の効力を承認するだけであつて在韓財産に対する本来の権利及び請求権を放棄したのではない。これらの権利及び請求権こそは、日本が平和条約第四条の予想している特別取扱の主眼となるのであり、この特別取扱において日本がこれを放棄するといふのであれば別であるが少

くともそういう方法で日本が放棄しない限りこれらの財産に対する権利又は請求権は当然存続するのである。

二、日本の対案は私有財産権について以上のような根本理念に立つて構成されている。即ち第一項で在韓日本財産、権利、利益を確認することとし同時に右と相照応して我方も韓国側の在日財産、権利、利益を確認する趣旨である。即ち *Restoring Property* の効力を認めるがそれはあくまで正当な所有者が有する原所有権までも放棄したものではないとの趣旨に立脚しているのは申すまでもない。なお動乱その地で現地の日本財産のき損滅失が考えられるがその責任についても規定せんとするものである。これらの原状回復、損害賠償、権利の行使を可能ならしめるよう措置することを要求する。その詳細は別途協議による。

第二項は対日平和条約等四条(b)の趣旨と併せて日本に關しては SCAP の指令で実施した諸措置（例えば在外会社令、閉鎖機關

令、自作農創設特別措置法の措置等）の効果を承認することとするものである。

第三項は韓国の独立に伴い継承せらるべき国有財産の規定であるが国有財産で公用に供せられたもの等については別に取扱める所に従つて韓国側へ譲渡する趣旨である。国有財産で企業用に充てられたものについては朝鮮事業公債法、米穀生産財源確保に關する法律等に基づいて発行された公債の未償還残高等に相当する資金を日本へ引渡す場合に限り譲渡せんとする趣旨であり、その他の財産については、私有財産と同様の原則によつて処理せんとする趣旨である。

第四項は以上第一項第二項第三項は一体として取扱わるべきものであることを確認し且つ第一項及び第三項の具体的実施が相互に衡平且つ実効的に行われるよう確保せんとする趣旨である。

日韓兩國間に取り扱はるべき財産及び請求権の
処理に関する協定の基本要綱（日本側提案）

一、日本国及び大韓民国は、それぞれの国民（法人を含む。以下同じ。）が相手国の領域において有する財産に関する権利（利益及びその果実を含む。以下同じ。）並びに相手国及びその国民に対して正当に取得したその他の権利を、相互に確認し、その権利の行使が妨げられているときは、これを回復する措置を講ずるものとする。

（一）前項の権利が国又はその国民の責任において侵害されているときは、その国又は国民は、それぞれ、これが原状回復又は損害の補償の責を負うものとする。

（二）第（一）項の回復の措置及び第（一）項の原状回復又は損害の補償の方法等については、当該権利の種類に依じ、別途協議するものとする。

二、日本国及び大韓民国は、連合國最高司令官又は在韓米軍政府により、又はその指令に従つて行われた相手国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。

（一）前項において承認する効果の範囲については別途協議するものとする。

三、日本国は、日本国が大韓民国の領域において公用又は公共の用に供していた国有の財産を、大韓民国に、別に定めるところに従い譲渡する。

（一）日本国は、日本国が大韓民国の領域において企業のために供していた国有の財産を、朝鮮事業公債法に基き発行された公債等、当該領域の利益のために発行されたものの未償還残高等に相当する資金が日本国に引渡された場合に限り、大韓民国に譲渡する。

（二）第（一）項の公用又は公共の用に供していた国有の財産及び第（一）

項の企業の用に供していた国有の財産の範囲並びに前二項の譲渡の方法等については、別途協議するものとする。

(四) 日本国が大韓民国の領域において有する財産で第(一)項及び第(二)項に掲げるものを除く一切の財産並びに日本国の公共団体が大韓民国の領域において有する一切の財産については、前記一の日本国民の財産の取扱に準じて取扱われるものとする。

(四) 日本国及び大韓民国は、この協定の締結に当つては、前記一ないし三を一体として取扱うものとし、且つ、前記の別途協議に当つては、具体的実施が相互に衡平且つ実効的に行われるよう措置するものとする。